

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
平成 28 年 10 月 31 日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1 件
厚生年金保険関係	1 件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1 件
厚生年金保険関係	1 件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600160 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600058 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 18 年 8 月 1 日から平成 24 年 9 月 1 日までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 18 年 8 月から平成 24 年 8 月までの標準報酬月額については、26 万円から 36 万円とする。

平成 18 年 8 月から平成 24 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 18 年 8 月から平成 24 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 17 年 8 月 27 日から平成 24 年 9 月 1 日まで

私は、請求期間において A 社に技術者として勤務し、平成 17 年 8 月 27 日付けで専務取締役 に就任した頃に昇給し、給与月額が 26 万円から 35 万円になった。

私が所持している平成 18 年 12 月分の給与支給明細書では、35 万円の給与が支給され、標準報酬月額 36 万円に見合う厚生年金保険料（2 万 6,356 円）が控除されているにもかかわらず、請求期間の標準報酬月額は 26 万円と記録されている。

請求期間について、標準報酬月額を 36 万円に訂正し、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間のうち、平成 18 年 12 月 1 日から平成 19 年 1 月 1 日までの期間及び平成 23 年 7 月 1 日から平成 24 年 9 月 1 日までの期間については、請求者が提出した平成 18 年 12 月分に係る給与支給明細書及び A 社（平成 28 年 6 月 22 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている。）から請求期間後に業務委託を受けていたとする税理士が提出した給与関連資料（平成 23 年 7 月分から平成 24 年 8 月分まで）により、請求者は、当該期間において月額 35 万円の給与が支給され、標準報酬月額 36 万円に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、請求期間のうち、平成 18 年 8 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間及び平成 19 年 1 月 1 日から平成 23 年 7 月 1 日までの期間については、前述の給与支給明細書、請求者が提出した給与所得の源泉徴収票（平成 21 年分及び平成 23 年分）、所得証明書（平成 21 年度、平成 22 年度、平成 23 年度、平成 24 年度及び平成 25 年度）及び金融機関が提出した請求者に係る

預金の出入金履歴（以下「預金履歴」という。）から月額35万円の給与が支給され、当該給与から標準報酬月額36万円に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが推認できる。

一方、厚生年金特例法第1条第1項ただし書では、「特例対象者が、事業主が被保険者の負担すべき厚生年金保険料を控除した事実があるにもかかわらず、当該保険料を納付する義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合には、標準報酬月額の改定若しくは決定を行わない」と規定されている。そして、記録の訂正の方針となる認定基準・要領によると、「当該規定の適用については、特例対象者に代表取締役等の役員が該当する場合に限らず経理や厚生年金保険に係る事務担当者であった場合についても無条件に厚生年金特例法第1条第1項ただし書の規定が適用されるということではなく代表取締役等の役員及び経理や厚生年金保険に係る事務担当者であることに加えて「虚偽の届出に対する共謀の事実や経理や厚生年金保険に係る事務に影響力を持っていた」か否か等を考慮して当該規定の適用の有無を判断すべきと解することから、当該事務への関与、影響力等に応じて総合的な判断を行う必要がある」とされているところ、A社の商業登記簿謄本によると、請求者は請求期間において同社の取締役であったことが確認できる。

しかしながら、請求者は、請求期間において「私はB業務等を担当していた。経理及び社会保険事務関係は元事業主が担当していた。」と主張しているところ、A社の元事業主は「請求者はB業務を担当する専務取締役であり、経理及び社会保険については関与しておらず、私が実際の給与支給額35万円より低い26万円の標準報酬月額で届け出たことを請求者は知らなかった。」と回答している上、複数の同僚も「請求者はB業務等を担当していた。経理及び社会保険事務担当は元事業主であった。」と回答していることから、請求者は、厚生年金特例法第1条第1項ただし書に規定される「当該事業主が被保険者の負担すべき厚生年金保険料を控除した事実があるにもかかわらず、当該保険料を納付する義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であった」と認められない。

したがって、請求者の平成18年8月から平成24年8月までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給与支給明細書、給与関連資料、所得証明書等により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料の控除額から、36万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の平成18年8月から平成24年8月までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、誤った報酬月額で届出を行い社会保険事務所（平成22年1月以降は年金事務所）に対し請求内容どおりの標準報酬月額（36万円）に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（年金事務所）は、請求者の平成18年8月1日から平成24年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成17年8月27日から平成18年8月1日までの期間については、A社の元事業主、破産管財人及び税理士は、当該期間における給与関連資料、貸金台帳等の給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認できる資料を保管していない上、前述の給与支給明細書、給与所得の源泉徴収票、給与関連資料、所得証明書及び預金履歴からは、当該期間において請求者が主張する報酬月額が給与として支給され、その給与から厚生年金保険料が控除されていたことを推認できない。

このほか、請求者の平成17年8月27日から平成18年8月1日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間において、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1600169号  
厚生局事案番号 : 九州(脱)第1600002号

## 第1 結論

昭和33年7月19日から昭和44年4月1日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 男(子)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 訂正請求記録の対象者等の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正4年生

### 3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和33年7月19日から昭和44年4月1日まで

支給済期間 : ①昭和33年7月19日から昭和34年3月30日まで  
②昭和35年1月10日から昭和36年11月1日まで  
③昭和39年11月1日から昭和44年4月1日まで

私の母の請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が脱退手当金を支給した記録となっており、年金額に反映されない記録とされているため、これまでに総務省年金記録確認第三者委員会に3度申立てを行ったが、いずれも記録の訂正は認められなかった。

しかし、生前母に脱退手当金を受給したことがあるか確認したところ、受給したことは無いと言っており、また、母が記録していたメモには当時の生活状況が書かれていたが、その中に脱退手当金を受給したということは書かれていなかったことから、脱退手当金を受給していないことは明らかであるので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

脱退手当金に係る請求事案は、年金の記録では脱退手当金が支給されたことになっているが、脱退手当金を受給していないとするものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面による手続が必要とされているが、本事案では、保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料がない下で、年金の記録の真実性を疑わせるような矛盾する記録内容が存在しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情がないかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、訂正請求記録の対象者の請求期間における最終事業所であるA事業所に係る健

康保険厚生年金保険被保険者名簿には、訂正請求記録の対象者の欄に脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、請求期間の脱退手当金は、過去の異なる事業所に係る厚生年金保険被保険者期間のすべてが支給対象期間として計算されており、オンライン記録による支給額に計算上の誤りはないなど、脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で訂正請求記録の対象者が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

なお、請求者は、訂正請求記録の対象者が記録していたとするメモを提出し、脱退手当金を受給していない旨主張しているが、当該メモに脱退手当金の受領の記述が無いことをもって、訂正請求記録の対象者が請求期間に係る脱退手当金を受給していないことを判断することはできない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。